

# 危険施設等通報システム運営要領

平成 22 年 7 月 26 日保健福祉局保健福祉部長決裁

改正 平成 24 年 3 月 26 日

改正 平成 26 年 2 月 28 日

## (目的)

第 1 条 この要領は、優しさと思いやりのバリアフリーに関する要綱（平成 22 年 7 月 26 日保健福祉局長決裁。以下「要綱」という。）第 3 条の規定による危険施設等の通報システムの運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (通報窓口等)

第 2 条 市民等が、要綱第 3 条第 1 項に定める危険施設等を発見した場合の通報窓口は、保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課（以下「障がい福祉課」という。）とする。

2 通報手段は制限しない。

3 第 1 項に定める窓口以外に危険施設等に関する通報がなされ、当該通報があった部局において対応する場合についても、障がい福祉課において通報内容及び対応状況ができる限り集約し、情報の一元化を図るものとする。

4 要綱第 3 条第 1 項に定める公共的施設の部分の構造、配置及び設備に関するものに当たらない通報については、この要領の規定は適用せず、別途、適当な手段により処理するものとする。

## (危険施設等審査委員会)

第 3 条 要綱第 3 条第 3 項に定める危険性等を判断するため、危険施設等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、危険施設等であるとして通報があった施設、箇所等について、利用者等の身体に具体的な危険をもたらすか否かを判断するとともに、その対処方法等を検討する。

3 審査委員会の事務局を障がい福祉課に置き、障がい福祉課長をもって事務局長とする。

4 審査委員会の委員の構成は、別表のとおりとし、一の通報ごとに事務局長が選任する。

5 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

## (通報への初期対応)

第 4 条 市民等から通報があった場合は、審査委員会事務局は速やかに職員を派遣し、現場の確認を行うものとする。

2 現場確認者が緊急に対応する必要があると判断する場合は、施設管理者等と協議のうえ、注意書きやロープによる立入禁止措置等の一時的な対策をとるものとする。

3 事務局長は、通報があった施設、箇所等の現場の状況について、前条第 4 項の規定により選任した委員に、その都度報告するものとする。

## (審査委員会の招集及び議事)

第5条 事務局長は、通報があった施設、箇所等について、危険施設等に該当すると判断するときは、前条第3項の規定による報告に併せて、審査委員会を招集する。

2 事務局長は、通報があった施設、箇所等について、危険施設等に該当しないと判断し、又は判断を留保するときは、前条第3項の規定による報告に併せて、各委員に意見を求めるものとする。この場合において、危険施設等に該当すると判断する委員があるとき又は委員の意見をもとに審査委員会の開催が必要であると判断するときは、審査委員会を招集する。

3 審査委員会の議事は、原則として公開しない。

4 事務局長は、審査委員会の議事を取りまとめ、結果を保健福祉局障がい保健福祉部長（以下「障がい保健福祉部長」という。）に報告する。

（危険施設等への対応）

第6条 障がい保健福祉部長は、通報があった施設、箇所等を審査委員会が危険施設等であると判断した場合は、要綱第3条第4項から第6項までに定める対応について、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表

1	事務局	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課長
2	障がい者関係	社団法人札幌市身体障害者福祉協会の指名する者
3	高齢者関係	社団法人札幌市老人クラブ連合会の指名する者
4	専門部局	建築物関係 都市局建築部建築保全課長 都市局建築指導部建築安全推進課長 路外駐車場関係 市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課長 その他 施設の性格上の専門知識を有する課の課長
5	関係部局	市が管理する施設の場合 施設管理を担当する課の課長 その他施設に関係する課の課長 新・札幌市バリアフリー基本構想に関係する施設 市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課長
6	その他	その他専門知識を有する者、施設管理者等

4～6については、事例に応じて選任